

日本における賤民思想と宗教の問題

稲岡順雄

序論

敗戦を契機として上から支えられた民主主義であるといえ、我が國は現在民主主義の時代に立つていいるといふことができる。しかも民主主義は多くの根本理念とその實踐を主唱しているが、そのうちでもとくに人權尊重を重要な根本理念の一つとして強調している。しかるにこのような人權尊重の時代に、いまだにいわれなき差別に苦しむ人々が多數あるということは一體どういふことなのであらうか。そして眞の民主主義はこのような人々を解放しなければ、その正常な發展を期することは出来ない。それではこのような人々を解放するにはどうしたらよいのであらうか。

こんな動機からこの小論は出發したのであるが、このよ

うな重要な問題を解決する最初の手がかりとして、まづ我が國で賤民思想がいつの時代におこつたか、また最初の時代から現代まで、それはどのような経過をたどつてすんできたか、そしてこの問題に對して我が國古來の宗教である神道や、外來の宗教である佛教は一體どのような態度をもつて相對してきたかなどを究明するのがわれわれの當面の目的である。

しかしこのような問題を解明するためには、我が國のみならず他の國々、例えば、アメリカ民主主義の恥部といわれている黑人の問題、あるいは新生民主主義國家インドにおける不可觸賤民の問題などを、併せて考察しなければその學問的正確を期待することはできないであらうか、しかし限られた紙數と時間に制約された小論では、このような尨大な問題を取上げることが不可能に近い。いづれ他日を期してその責を果たすであらう。

結局、筆者がこのような問題を選択した動機は上に述べ

たごとく、あくまでも我が國民主義の正しい進展を期待し、そのためにはわれわれ宗教に志すものが、一度は取上げ反省しなければならぬ問題であると考え、敢えて拙文を提出したことを繰返し述べて筆を擱く。

第一章

賤民の歴史

賤民とはいうまでもなく身分として制度的に規定された最下層民であり、一般に人の忌み嫌う職種を分擔し、法的にもその權利は大幅に制限され、獨立の人格を認められなかつた。従つて、生活上にも一般の賤視を浴び、常に特殊の一群として取扱われ、日本では律令制度の確立した後、賤民の身分は明確に歴史上にあらわれてくるが、それ以前にも同様のものがあり、つぎにでてくる上代賤民の前身をなしている。そして明治四年（一八七一）『大政官布告六一號』によつてとにかく賤民の身分は一應消滅したが、その殘滓はいまなお残りいわゆる部落の問題として、現代の社會問題の一つとなつてゐる。

まづ最初に上代の賤民について述べると、いわゆる大化の改新（六四五）の際、人民の身分を良、賤の二つに大別し

てさらに良民を有位者と、無位者の二つにわけ賤民を官戸、陵戸、家人、公奴婢、私奴婢のいわゆる五色の賤に分けた。そしてこの良、賤の中間に品部、雜戸という雑色人の身分をもうけた。この制度は當時の唐の制度にならつて古代の雑多な人民を良、賤の二種に整理したものでこの當時はすでに階級の萌芽がみられる。即ち支配者と被支配者の對立は明らかであつた。

大體古代の末期の氏族制社會の階級は、氏姓階級といわれる貴族と公民、部民、奴婢の四階層に分れてはいたが、部民の大部分は、大化改新に解放されて公民と同じく良民となり、ただ下官の一市の部民が雑色人としてのこり賤民に近い扱をうけ、さらに奴婢は全く解放されずに賤民となつたのである。

このうち雑色人は、一應良民に屬すると規定されながら實際は賤民に等しい扱いをうけたが、これも品部と雜戸に兩分された。前者は本來農民であり天皇あるいは大氏族に所屬した解放にもれた下級部民であつたが、このうち大氏族所屬のものはとくに民部と、家部と呼ばれた。そして天皇所屬の品部のみが後まで久しく殘存したのである。

また雜戸は特殊技能をもつ工人で多くは、歸化人の子孫であつたといわれている。彼等は官廷の諸官司に配屬されてその技術をもつて奉仕することが命ぜられのである。結

局、當時のような自給的經濟の時代には、部民解放後も、特技をもつている部民の技術を徵用する必要があり、そのために中央官司に所屬する品部、雜戸が隷屬階級として、實質的に賤民の扱いをうけたのである。例えば樂戸や鷹戸、染戸などの品部と飼戸、矢作、鍛戸などの雜戸というようにその種類は極めて多い。しかしこれらの多くは、奈良以後は解放されて、『延喜式』の規定には、極めて少くないが、しかし實際はこれらの特殊層が消滅したわけではなく、この後につづく賤民の先驅をなしている。

結局上代の賤民は、古代の奴隸であつた奴婢やつこの後身であり、即ち官田の耕作を主としてあつた官戸と官廷の陵墓の守衛を命ぜられた、陵戸と私家の從僕であつた家人と私奴婢、公家に隷屬した官奴婢の五つの別があつたのである。このうち官戸家人は一應家族をもつていたが奴婢は家族をもたず主家に寄生する最下の人民で主人の意のままに賣買、質入、贈與が行われ全く單なる一つの物として扱われていたのである。

そして中世になると律令制度の弛緩とともに賤民の構成や地位も變化した。そして最下層の奴婢の系統をひくものは、下人、所從、譜代、雜人、被官などの名稱でなお残つたが、封建制度の確立によつて、これらは家僕從臣の形として、それぞれ家に所屬しまつたく私的なものとなり、そ

の地位は極めて低かつたが、一つの社會層としては、餘り目立たぬものとなつた。

むしろ中世では上代に良賤の中間に位した、雜色人が賤民の層として重要な問題となり、今日の少數同胞をめぐり、いわゆる部落の問題として、その跡をひいている。即ち平安時代には大部分解放された雜色人も、事實上なお特定の官司や社寺に隷屬して生活を營み、彼等は特殊の技藝にしたがつて多くは獨自の集落を形成して居住していたために、一般農民とは日常生活上の關連もすくなく、特殊の扱いをうけるようにならざるをえなかつた。中世ではこれらの賤民を一般に非人と呼んだが、個々の名稱は極めて多く、その生業もまた雜多である。しかし職業別に見ると大體次の四種に區分することが出来る。即ち第一は製革、屠殺を業とするもので、次章にのべるように穢多えだの系統をひくもので不潔の業に従うものとして賤視されたものと第二は、染色、竹細工などの細工人の類で上代の染戸、爪工などの雜工戸の細工戸の系統をひくものであり、第三は、墓守、死屍の處理人としてこれらは上代の陸戸の流れをくむものも加つている。第四は、遊藝、巫呪にたずさわるもので、これには種類も極めて多いが大體、上代の樂戸、遊部、陰陽師の系統ひくもので呪術的技能をもつものとして特異な存在とみられ、また浮浪生活をおくるものが多かつ

た。

しかしこれらの人々は多くは社寺や公家等、莊園領主に隸屬し、散所と呼ばれることが多かつたまた宿者、坂者などもその居住によつて呼ばれることもあつた。しかし一部にはこのような領主（本所）もたず、浮浪生活をおくるものもあり河原者などと呼ばれた。また遊藝巫呪の徒のうちには、所屬の社寺の信仰宣布に當つたものが多かつたが後にはまつたく遊藝に身を投ずるようになったものも少なくなく、そのために文藝の發展に寄與するところが大であつた。その意味で近世文藝の基礎は彼等によつて作られたといつてよく、また今日民間に傳承する傳説昔話、民謡などのなかにも彼等が流布したものが少なくないと考えられる。

このように、中世の賤民は一般人より特殊に扱われ、一種の賤視をうけてはいたが、しかしその程度は中近世、江戸時代のようにはなほだしくはなかつた。

そして近世に入ると、いわゆる封建制の確立にともなつて、士・農・工・商という身分制度が固定し、中世の非人の層はこれらの四階層の外におかれた。そして嚴重な職能的身分制によつて組織づけられしかも、全く固立した社會状態が持續されたためこれらの最下層の人々は一般とはまつたく隔絶した取扱いをうけ、賤視の度も極端であつた。

また、前述のように家人、奴婢のあとをうけた、下人、

家僕の數は近世初頭の法令によつて、譜代的關係の廢絶を命ぜられていたが實際は、その根跡は各地に残り名子、門百姓などの名稱で呼ばれて、尙隸屬的身分層のものとして一般より賤視されたが、本來これらの各家の内附をしての存在であつて、一つの社會層としては大きく扱はれることはなかつた。

そして、近世の賤民の主體はやはり中世の非人、即ち上代の雜色人の系統をひくものであり、そしてこれらは主として、エタ（穢多）非人およびこの兩者に明確に加えられる雜種の賤民の三種に大別される。

第二章 穢多と非人について

以上のやうに、近世の賤民は主として、穢多と非人と、猿曳、茶釜、隠亡鳥追などの雜多な藝能的門附などの雜種賤民とに區別されるが、結局、穢多と非人がその中心をなしていた。従つて本章では、これらの賤民について記述するであらう。

まづ穢多の名稱の意義について考するならば從來このエタという名稱に二義があるといわれている。即ちエタとはエトリの約語であるという説で、そのエタと只賤しめてい

う俗語であると主張する見解である。

まづエタとはエトリの約語であるという考え方は、エトリ即ち餌取であつて、鳥獸の皮革や羽毛をとり、その肉を取る屠殺者のことを意味するという考え方で、すでに動祇式にもエタを屠者と呼び、和漢三藏圖會にエタとは「和名惠止利、今云^三穢多^二按屠兒即古所謂餌取也。今處々構^二一村^一每屠^二牛馬猫犬^一剝^レ皮爲^レ業其穢不少、故曰^三穢多^二とあり、また類聚名物考にはエタとはもとエトリの略説にして、穢多の字は殺生を不倫なりとする佛説によりてのちにあてはめたものである、と記しているが、要するに最初は「エトリ」と呼んでのを「リ」を略して「エト」とし「ト」は「タ」に相通することよりして「エタ」と轉訛したのが後世、穢多の字をあてたと考えられる。

つぎに第二の「エタ」とはただ賤しめていう俗語であるとの説についてのべると、「エタ」とは元來餌取のごとき一種の賤民に名付けた名稱であるけれども必ずしも「エトリ」という名詞の轉訛したものではなく、「エタ」はもともとと不淨不穢を意味した俗語であるとする見解である。

以上のようにエタの語源については種々の主張があるが要するに中世の皮細、屠殺を業とするものの系統の人々を稱した名稱であり戦國末期に軍需品として皮革が重視されるにともない城下町のはよれなどの特別區域に強制疎開さ

され皮革專賣の特權が與えられ、製革の職業に従事した。このしように封建諸大名の統制下に特殊の集落を形成し、皮革製造業に従事した皮革業者はその急激に人口を急激に増大し、ついにエタの名稱は賤民の代名詞にさへなつた。

また一彼等は皮革買權の賦與された反對給付として、番太、牢番、罪人の處刑などの役を強制的に申附けられた。そして江戸時代に封建的身分制度が確立するとエタは生得の身分として規定され、全く一般庶民に轉ずることもかたく禁止され通婚や居住についてもきびしい制約をかけ、一般平民の家屋の上にあがることさえ禁止された。しかし幕府はその統治方法としてその仲間法を認め一種の自治的取締を支配頭に許した。例えば關東八州と陸奥、駿河、甲斐、伊豆の一二國は有名な淺草の彈左衛門の支配下にあり、其他の諸國大名領にも、エタ頭があつてその統制をはかつた。

つぎに非人は江戸時代では乞食、物もらいの徒でこれには抱非人と野非人との別があつた。前者は非人人別帳に登録され、非人小屋、頭の支配に屬するもので後者は文字通り無宿浮浪の非人である。またかれらは生得の非人、犯罪のため非人の手下になつたもの、貧困のために乞食におちぶれた平民素性のもの、この三種に區別され、平民素性の非人のみは拾ヶ年以内にその行を改めるならば平民に復歸

することが出来た。例えば彈左衛門より奉行所に差出したる書付のなかに「全體非人素性の者は、素人には不仕候事、往古よりの作法にて御座候。尤素人より一旦非人に相成候者は拾ヶ年相立たたざる内は其非人の縁者より引上申度段非人小屋へ申來候節、其趣非人頭より私方へ申出候間、證文を取り素人に致し候様申付候勿論拾ヶ年相立候者は素人に不仕作法に御座候。然れども非人より素人に相成候儀出生に御座候間、近年は久敷非人にても、其非人の縁者より引上申度段非人頭共へは一應右作法の趣申聞、頻りに引上申度段申者は證文を取り爲引上候得共、前書に申上候穢多非人素性の者は奉人には不仕作法に御座候。右之趣御尋に付、乍恐、以書付奉申上候以上

西五月八日

淺草彈左衛門 函

そして非人にも非人頭、組頭があり、その支配に當つた。しかし江戸末期に無宿者としての野非人の増加は大きな問題であり非人寄場はその解決の一策であつた。

第三章 エタ、非人の起源

第一章賤民の歴史のところであつたやうに古代から上

代、中世と賤民の歴史的起源を一應考察したが、ここでは中世以降即ち近世の賤民の主流をなしたエタ、非人の起源について考察するならば從來一般の巷説として流布されているところは、エタは前述のように餌取の徒の子孫であるとか、古代、上代の賤民の徒であるとかあるいは、蝦夷征伐の捕虜であるとか上古朝鮮より漂流歸化した者の後裔であるとか、豊臣秀吉征韓のときの捕虜であるとか戦國時代の敗者や捕虜の徒とか、犯罪人あるいは落魄貧困者とか、種々の異説がある。

まづ最初にエタは餌取の後裔であるとの主張は、極めて常識的な見解であり我が國のみならず世界の原始諸民族の生治様式を顧慮しても未開原始の採取、狩獵時代即ちまだ牧畜耕作の段階に達せない時代には彼等は禽獸虫魚及び自然に自生した植物の果實を有力な食料資源としなければならなかつた。しかも自生の果實は決して多量でなく、原始人は必然的に禽獸をその最大の生活資料としなければならなかつた。この事實は我が國の古代もその例外でなく太古より食肉の風は盛んであり、それと同時に肉を屠り皮を剥ぐいわゆるエトリ（餌取）の職業が生じこれが專業化してエタの祖先となつたと考えられる。

またつぎにエタは外國渡來の民の後裔であるとの説は我が國は周知のごとく四方を海によつてかこまれ、本海上よ

りの渡來は比較的容易であり、また征服による俘虜あるいは支配者の意識的なる外來人の招聘及びその歸化など種々の場合が考えられるが、しかし、一般に我が國の歴史を顧みると、我が國は古來より外來人を優遇し、とくに工人として技術をもつものには土地を與え爵を授けるときには租税を減免してむしろ彼等を優遇したと記されている故、このような見解を全面的に承服することは出来ない。ただ外來人のうちでも生業や身分の賤しくして屠者に近似せる者はついにエタと同視せられて考えられる。

このほかにエタ非人の徒になつたケースは我が國內における絶えざる戦亂の結果利あらずして敗者となり捕虜となつて、強制的にあるいは自ら人と交らず婚を通ぜず、逃避生活をなしその業として屠殺を行い、ついにエタの仲間となつたと考えられる。

そしてまた榮枯盛衰の鐵則を逃れられず昨日まで金殿玉樓に住み榮華の極みをつくしたのも、一朝非常の不運にあえば家産蕩盡し、貧窮のきわみをつくし、ついにその品性も失墜して巷間にその食を乞ひ、あるいはまた、不幸にして不治の病としての「カタイ」即ち癩病に罹患すれば當人は勿論家族一門その疾を恥じて國を去りついに浮浪、乞食の徒になり最後にはエタの部落に潜入するということも少くなかつた。

さらにまた、我が國のみならず他の國々においても古來より犯罪によつてその身分的階級を下げた事實はしばしばみられるところである。ことに族制が定められてより最重にこれが行われ、とくに近世徳川封建制の確立とともに犯罪者を處分するに士分のものは平民に降し、平民はこれを賤民に落し、重罪の場合には當該犯罪者は勿論、その一族一門をも連座せしめ追放した。また身分制を犯して婚姻關係を結べば賤民の地位におとし、また不倫、不義、密通、情死などの弊を矯正するために、その當事者を賤民即ちエタの階級に降した事實も少くない。

以上のようにエタ、非人などの賤民の發生した原因はいろいろ考えられるが、まづ日本人の淨穢觀念の表象としてこのような賤民思想を生んだにいたつたことも一つの有力な原因であるといえる。例えば一般に穢多エタは關東よりも以西ことに關西近畿地方に多いという事實がこのことを物語つている。即ち、日本の社會現象を調査すると一般に近畿地方においてはその階層分化が多く、組織も複雑であつた。身分思想のごときもその例にもれず、農村に於ても官座の所在するところではその座の順も厳しく、座と平との區別も最重である。エタがこの地方に多いことは、このような差別思想が歴史とともにこの地方に古いことが想像できる。従つておそらくエタという言葉も實體も早くから

この地方におこつたと考えられる。

即ち忌みとか穢れとかの思想はこの地方が古い文化の中心として、ここで著しい發達をげた。とくに宮中や公家社會はその最も甚だしいものであり、些細な汚穢についても神經を尖らせたこのような風潮が一般社會にも及んだ結果、ここに動物を屠殺してその皮を剥ぐということが非常に穢れとされたのであり、古事記や日本書紀などの古典のなかにも、生剝とか逆剝とかを、天津罪、國津罪のなかに數えている。そしてさらに佛教の傳える殺生戒に裏付けされてこのような専従者を蔑視したのであらう。そして更に近世社會が封建制を確立して、その身分差を一般的に強化するにいたつて、いよいよこのような傾向的か法的に全國的に波及したといえる。

またこのような思想と關連して、日本人の階級觀念は強化され、彼等は天皇や將軍を極度に尊敬し、一切をあげてこれに絕對的に服従するとともに、丁度その反對の極として即ち對極觀念としてのエタ、非人を極度に賤しめたのであつた。いわばエタ、非人は、その發生の原因は種々あるにしてもこのような、封建制の生んだ極端な階級思想の一種の犠牲者であつたといえる。

第四章 エタ、非人の宗教思想

元來宗教は、その機能として個人的な要求に直接たえる面と社會的集團的な要求に直接たえる面との二つがあり、さらにこの社會的機能に二つのものが考えられる。その一つは集團の團結と統一とを強化する機能である。集團の成員はさまざまの宗教的行事に参加することによつて、同一の集團に所屬しているとの感情をふかめ強くする。そして宗教はこの機能をさらに強化して合理的な個人的要求をおしまげてでも、社會的秩序を維持するための非合理的な手段とならうとす。

即ち社會が十分に分化せず、階級的對立も著しくなく、特定のな人々によつてかたちづけられていく共同體では宗教は單純に集團の感情の統一と強化に役立つ。しかし階級分化が強まると、宗教のこの機能は歪んだ形となつてあらわれる。抑壓されている被支配階級は經濟的な貧困に苦しみ、文化的な生活から遮斷されてかれらの現世的要求や願望が實現される可能性がない。若しその要求を實現しようとすれば、それは支配階級の利益と衝突する。この場合宗教はかれらに現世的な要求をすてさせるかわりに、來世の

幸福な生活を約束する。即ち眼は地上から天上、他界に向けさせられる。そしてこのはあい宗教は眼を天上に向けさせるだけでなく、地上のことにもかかわつてくる。一般にいつれの宗教も本質的には社會秩序を尊重し支配者の權威に服従すべきこと、集團的な行動規準にしたがうべきこと、また對人關係においては鬭争でなく和解の精神を守るべきことなどを常にといている。このことが直ちに現在の支配階級にとつて有利な教義となることはない。

そして一方被支配階級はこのような宗教の教義を受入れることによつて、彼等の現世的な生活への要求を放棄する。即ちかれらは現世に失望しても來世の幸福を期待しようとするし、また彼等が服従している支配者の權威と現狀の社會秩序とが擴大されて、神、佛という絶體的存在にまで昇華する。このようにして支配者は意識的に宗教のもつこのような機能を利用して、彼等の支配體制の裏付けを意識的に行なおうとするのである。例えばインドにおける不可觸賤民、不可見賤民といわれるパーリヤはヴェーダという宗教的權威によつて、裏付けられてその悲惨な生活を繰り返しているのである。

丁度我が國におけるエタ、非人などの賤民階級もいわれなき悲惨な差別に苦しめられ、公においては人間の階級以外におかれ、私においては所有手段に賤侮されて、平民と

通交、通婚することもできず、甚だしきは同食同席することも許されなかつた。甚だしきは平民の屋舎に入り、同火することさえも禁じられていた。このように彼等は現世において社會的快樂や愉悅を享けることもなく、なお其上過去における榮貴をも追憶する歴史的事實の一片さえも持つていなかつた。従つて彼等は現世での幸福を諦め、來世の恩寵を渴望して神佛の冥護を祈り、ひたすら信仰心を深めざるを得なかつた。

以上のような緣由によつて彼等は極めて強い宗教信仰の念をもち、しかも我が國においては佛教、就中淨土眞宗に大多數のものは歸依しているのが現狀である。

我が國においてはいうまでもなく、多數の佛教宗派があり、それぞれの教義を宣布しているが、淨土眞宗は自力難行の宗義とはことなり、他力易行の宗義を宣言し、非僧非俗の立場に立つて衆生自ら其心を顧みれば穢惡汚染にして清淨ならず、虛假詔僞にして眞實あることなく、自ら煩惱を斷じて涅槃を證することができないことを意識する。従つて彌陀一佛を念じ、安心起行ただ本願他力に隨順すれば、往生成佛の證果を得るとし、正信偈にも「極重惡人唯稱佛、我亦在彼攝取中と説き他力易行をすすめてゐる。このように安心起行は極めて修しやすいため、老少男女貴賤を問わず、また出家、心發、捨身、棄欲を論せず、極

めて簡易に佛果を證得することが出来る。なお其上僧侶のごときも半僧半俗の主旨から肉食妻帯を許されたので末法の時機に適し、庶民は競いて之に歸依したのみならずエタの徒も亦蝟集して入信した。

かなり古い記録であるが一九三二年の調査によれば、從來の賤民、即ち部落内の浄土真宗寺院数は四九八ヶ寺あり部落の人々の八五%がその檀信徒であるといわれている。ことに全國部落總數の七〇%が存在している近畿以西は岡山縣の備前地方の眞言宗寺院を除いてことごとく眞宗に屬している。そのほかには三河以東關東地方の日蓮宗以外は少數の他の諸派寺院があるだけである。とにかく部落民は暮しは種々の理由から大部分貧しい生活をしながらその宗教心はかなり強く、そのあらわれとして宿坊たる佛教寺院の維持には熱心でありまた貧窮の底にうめきながらも祖先をまつる祭壇としての佛壇には惜しみもなく金銭を費して、禮讚深く冥護を祈つてゐるという状態である。

以上のように佛教とくに一部の宗派は積極的に賤民の宗教的救済に乗り出した。日本の古來の宗教たる神道はこれらの賤民を不淨視して部落内に神社を設立して神を勧請することは許されなかつた。既存の格式高い神社においては例えば、滋賀縣坂本部落の日吉神社のごときは、一般參道の兩側に一段低い『不淨道』を設けてエタ、賤民の參拜道

とし、勿論神事には參加する事は許されなかつた。そして明治四年（一八七一年）正月エタ、非人稱號廢止の直後第一に部落の人々が行つたことは、部落内への神社の勧請と神事への參加を要求して新たな傳統を作ることであつた。

結 語

慶應四年（一八六七）正月淺草の彈左衛門以下六〇餘人を平民に編入したのが、賤民解放の最初であるといわれ明治四年（一八七二）八月には、『穢多、非人の稱を廢せられ候、自身身分職業共平民同業たるべき』という布告が發布せられ、古代よりとくに近世以降久しきにわたる賤民身分は法的には消失した。しかし生活の實際における差別は一期一夕には消滅しない。そして第二次大戦及びその敗戦を契機として、上からではあるが與えられた民主主義の風潮はまがりなりにも除々に我が國民のなかに浸透しつつある。それにもかかわらず、部落の人々は大多數いわれなき差別思想によつて日夜呻吟している。

このような人道に極めて醜惡なる事態を改善してよく人類同様に眞の幸福を與えるものは何か、またその責を擔うものは何か、我々宗敎人、佛敎者は大いに反省する必要が

ある。『宗教は阿片なり』との言葉があるが若し宗教及び宗教家がいままでのようなあり方をつづけるならばその批判を反撥することは不可能である。しかしだれもが認める部落民の純真な信仰心、本来の人の好き、劣弱者に對するへだてのない同情心の側面を眞の解放へのより高い社會意識にまで高めることに宗教の果しうる役割がなぞ残されている。この役割を宗教家が正しく果すかどうかということが、とりもなおさず宗教が支配の具から脱して眞の人類救済の武器となるかということである。

(一九六〇、一一、一一)

参 考 文 献

- 部落の歴史と解放運動 (雜誌) 部落 第二四號 (部落問題研究所編)
- (講座) 部落Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ (部落問題研究所編)
- 差 別 (三一書房)
- 日本殘酷物語 第二部 (三一書房)
- 尾形龜吉 日本社會文化史 (平凡社)
- 瀧川政次郎 日本社會史 (明治書院)
- 中村吉治 日本社會史 (有斐閣)
- 同 日本社會史概説 (有斐閣)
- 福武直 社會學 (雄水書院)
- 日高六郎 社會學 (光文社)

久松眞一博士著

維 摩 七 則

このたび抱石久松眞一博士はF・A・S協會から「維摩七則」なる書を發刊された。維摩居士を中心として説かれた經典であるが、この「維摩七則」は博士が重要と思われる項目を七つ選び出し七回に互つて一則づつ提綱されたものである。

そして第二篇には「宗教的方法の問題」と題して論述されている。こゝにいう宗教的方法とは宗教史學、宗教心理學、宗教社會學、宗教民俗學、宗教現象學、宗教哲學といつたように宗教を科學する方法ではなく、祈禱・信仰・止觀・阿字觀・念佛・坐禪とつた宗教する方法であり、その目的とするところは宗教的體驗である。勿論博士は佛教科學を否定し無用視するものでもなく、科學的研究の重要性を要望しておられるが、それにもまして必要なのは宗教することであることを力説されている。目次は左の如くである。

I 維摩七則

- 序則
- 第一則 宴坐・第二則 法・第三則 佛土
- 第四則 道場・第五則 病・第六則 行道
- 第七則 默

II 宗教的方法の問題

- 序説
- 覺のF・A・S的方法
- 普勸坐禪儀

發行所 京都市上京區御前通り西裏上ノ下立賣上ル
 選佛寺内 F・A・S協會
 B5版 二〇七頁 定價 三七〇圓